

令和元年度 第4回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

令和元年度第4回農業委員会総会日程表

日時 令和元年7月5日(金) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 議案第5号 非農地証明願について

出席委員(18名)

1番 大西 嘉一郎	2番 石川 有利
3番 星川 安德	4番 横尾 昇
5番 押条 和司朗	6番 篠原 義尚
7番 鈴木 俊一	8番 武村 美枝子
9番 妻鳥 和美	10番 高橋 博
11番 坂上 宏	12番 尾崎 靖雄
13番 鈴木 博美	14番 高橋 藤信
15番 辻 政春	16番 河村 薫
17番 齋藤 伊勢子	18番 則友 祝幸

欠席農業委員(1名)

19番 石川 武将

出席農地利用最適化推進委員(24名)

1番	脇 純樹	2番	藤田 紘正
3番	薦田 悦男	4番	森川 雅之
5番	高橋 忠明	6番	合田 慎太郎
7番	宇高 勉	8番	鎌倉 静夫
9番	石村 好典	11番	石川 修平
12番	高橋 功	13番	立川 貞美
14番	三好 忠行	15番	河村 一碩
16番	合田 篤夫	17番	鈴木 一郎
18番	真鍋 義孝	19番	加地 照男
20番	渡邊 繁	21番	越智 寧
22番	村上 佳清	23番	近藤 良啓
24番	高橋 祥志	25番	鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

10番 中泉 敏則

出席した職員

事務局長 篠原 敬三
係長 岡田 昇
専門員 大西 唯文

次長 石川 考太
係長 合田 圭

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。7月に入りまして急に暑くなりました。皆さん体調はいかがなものか、見る限りでは皆さん元気なようで一安心しました。つい先日の大雨では九州南部、鹿児島県、熊本県、宮崎県においては、相当な被害が出ております。幸いにも四国中央市においては、大きな被害は出ておりません。まだまだ梅雨は半ばであります。大雨の可能性もありますので、十分注意させていただいたと思います。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農業委員の19番 石川武将委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の10番 中泉敏則委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、1番 大西嘉一郎委員、16番 河村 薫委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号10番～12番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請
についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について
ご説明いたします。受付番号49、金生町山田井の田1筆については、
売買による所有権移転であります。受人が経営規模を拡大するための
申請であり、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件
を満たしていると考えます。取得後は水稻の作付けを予定しています。
受付番号50、豊岡町大町の田1筆について、売買による所有権移転
であります。受人が経営規模を拡大するための申請であり、農地法第
3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしていると考えま
す。取得後は果樹栽培を予定しています。受付番号51、土居町上野
の畑3筆について、受人が祖父より贈与を受けるものです。農地法第
3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしていると考えま
す。取得後もシキミの栽培を継続するそうです。受付番号52、土居町
上野の田1筆について、受人が耕作困難となった農地の贈与を受ける
ものです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を
満たしていると考えます。受人は来年より水稻の作付けをする予定です。
受付番号53、土居町上野の田2筆について、売買による所有権移転
であります。受人は所有地に隣接する農地を取得し、経営規模を拡大
するための申請であり、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、
許可要件を満たしていると考えます。取得後は水稻の作付けを予定し
ています。受付番号54、土居町土居の田1筆について、売買による所
有権移転であります。受人は小作地を所有したいということで小作地開
放です。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満
たしていると考えます。取得後は水稻の作付けを予定しています。受付
番号55、土居町入野の田3筆について、兄弟間で売買による所有権
移転を行うものです。受人は自宅前の農地を経営規模拡大のため取
得する申請であり、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許

可要件を満たしていると考えます。取得後も果樹栽培を継続するそうです。受付番号56、土居町入野の畑1筆について、渡人は申請地の管理ができず困っていたところ、受人より取得の申出があり、売買による所有権移転です。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしていると考えます。取得後は柑橘の栽培予定です。受付番号57、58は受人が同じですので合わせて説明いたします。受付番号57、土居町津根の畑1筆はハナシバの栽培、受付番号58、土居町津根の畑1筆は夏柑の栽培をそれぞれ継続して行う予定であり、売買による所有権移転となります。受人は経営規模を拡大するための申請で農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしていると考えます。受付番号59、土居町野田の田1筆について、売買による所有権移転です。受人は現在、申請地の利用権設定により農地を借り受けていますが、今回その農地を取得することで経営の安定を図るもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしていると考えます。取得後は水稻の作付けを継続するようです。受付番号60、土居町天満の畑2筆について、渡人は申請地の管理ができずに困っていたところ、受人より経営規模拡大のため申請地取得の申出があり、売買による所有権移転することになったものです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしていると考えます。取得後は水稻の作付けを予定しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議長 受付番号49番

委員 異議ありません。

議長 50番

委員 問題ありません。

議長 51番

委員 51番、52番、53番異議ありません。

委員 異議ありません。

議 長 54番

委 員 異議ありません。

議 長 55番

委 員 55番、56番異議ありません。

議 長 57番

委 員 57番、58番異議ありません。

議 長 59番

委 員 異議ありません。

議 長 60番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 まず、議案第1号中、受付番号51番について採決いたします。関連がありますので、12番尾崎靖雄委員の退席を求めます。

(尾崎靖雄委員、退席)

議 長 議案第1号中、受付番号51番について、原案のとおり賛成の委員拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号中、受付番号51番については原案のとおり許可することに決しました。

議 長 尾崎靖雄委員の入室を許可いたします。

(尾崎靖雄委員、入室)

議 長 続きまして、議案第1号中、受付番号51番を除く案件につきまして採決いたします。原案のとおり、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。受付番号7、土居町上野の案件について、申請人、〇〇〇〇は農業用機械等の収納及び作業場として利用する倉庫が必要になったために農業用倉庫を建設するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議 長 受付番号7番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 関連がありますので、12番尾崎靖雄委員の退席を求めます。

(尾崎靖雄委員、退席)

議 長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 尾崎靖雄委員の入室を許可いたします。

(尾崎靖雄委員、入室)

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。受付番号73、川之江町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、製紙及び紙加工関連の工業地帯である当地は周辺市町村及び近県からの遠距離通勤者も多数で持家指向が極めて強い顧客のニーズに合致した良質・低廉な住宅地需要に応えるべく申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地造成です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号74、金生町下分の案件について、受人は当該地周辺での建売倉庫建設用の土地を探していたところ双方の利害が合致し、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売倉庫建設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号75、妻鳥町の案件について、受人は現在賃借物件にて生活をしてはいますが、予てより新居を構えたいと考えていたところ、義父が所有している申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号76、妻鳥町の案件について、受人は紙加工販売業を営んでいますが、従業員の増加により現在借地している駐車場では不足するため、

申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号77、柴生町の案件について、受人は自己住宅を建築するにあたり土地を探していたところ、義祖母が所有している申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号78、上柏町の案件について、受人は土木工事や解体業を営んでいますが、現在の事業所において事業用車両や従業員の通勤車両の駐車、事業用の工具及び解体後の資材を保管していますが、事業拡大に伴い保管物が増加し保管場所が狭隘となり早急に保管場所を確保するため事業用車両及び従業員の通勤車両を申請地に移動し、作業環境の安全を図るため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号79、上柏町の案件について、受人は太陽光売電業を営んでおり、日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、合同会社〇〇〇〇〇〇〇代表社員、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号80、中曽根町の案件について、受人は賃貸住宅住まいをしておりますが手狭となったため、自己住宅を建築するにあたり土地を探していたところ、双方の利害が合致したため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号81、中曽根町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、申請地は個人用住宅の需要が高く、住環境の良い中曽根エリアで建売住宅用の土地を探していたところ、双方の利害が合致したため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号82、中曽根町の案件について、受人は自動車販売業を営んでおり、業績好調による商品の仕入れ、来客の増加に対し現在の店舗では手狭になり、在庫車両の保管に苦慮している状況であるため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の車両展示場建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号83、寒川町の案件について、受人は観音寺市で家族3人賃貸住宅住まいをしています。勤務地が四国中央市内にあり、また、子供の

成長とともに手狭となってきたので、祖父が所有する申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号84、寒川町の案件について、受人は食品会社を営んでいますが、取引先の大型車両が公道である江之元海岸線から進入するのに、敷地内に社員駐車場があるためスムーズに入りきれず、公道上と近くの漁協で待たせている状況であったため、申請地に社員駐車場を移転し、また、大型車両を待機させるため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号85、寒川町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、現在同地域内で低廉な住宅を希望するお客が多いにも拘らず物件を準備することができていないため、生活施設から近く住環境の整った申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号86、土居町上野の案件について、受人は実家に住んでいますが、仕事の関係で新居浜方面に行くことが多く、少し遠く不便を感じており、実家と新居浜市とのほぼ中間で叔父所有の申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号87、土居町北野の案件について、受人は太陽光売電業を営んでおり、日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、合同会社〇〇〇〇〇代表社員、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号88、土居町小林の案件について、受人は建設業を営んでいますが現在資材置場が無いため、比較的事務所から近くまとまった面積のある申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材置場建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号89、土居町藤原1番耕地の案件について、受人は日用雑貨販売業を営んでおりますが、好業績を維持できており当面本社に不足している製品倉庫機能を受け持ち、経営を安定化しつつ新事業に取り組みたいために申請地を譲り受けての受人・渡人合致の倉庫建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号90、土居町藤原2番耕地の案件について、受人は太陽光売電業を営んでおり、日照量

が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、合同会社〇〇〇〇〇〇代表社員、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号91、土居町野田の案件について、受人は太陽光売電業を営んでおり、日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、合同会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表社員、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号73番

委員 異議ありません。

議長 74番

委員 異議ありません。

議長 75番

委員 75番、76番異議ありません。

議長 77番

委員 異議ありません。

議長 78番

委員 78番、79番異議ありません。

議長 80番

委員 80番、81番、82番異議ありません。

議 長 83番

妻鳥委員 異議ありませんが、工事をしておりました。始末書が出ていなかったなので、違反ではないのですか。

石川次長 事務局が現地確認に行った時は、工事をしていない農地のままでした。本来、許可が出てから工事にかかるはずなのですが。現地を確認し、申請人等にも問い合わせてみます。工事をしているようであれば、即時停止していただきます。県へ進達する意見書の中に工事をしていれば、それについて記載して出したいと思います。

議 長 84番

委 員 84番、85番異議ありません。

議 長 86番

委 員 異議ありません。

議 長 87番

委 員 異議ありません。

議 長 88番

委 員 異議ありません。

議 長 89番

委 員 89番、90番異議ありません。

議 長 91番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

(合田係長、受付番号50番～56番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号57番から61番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号50番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 51番

委 員 異議ありません。

議 長 52番

委 員 異議ありません。

議 長 53番

委 員 53番、54番、55番異議ありません。

委員 異議ありません。

議長 56番

委員 異議ありません。

議長 受付番号57番から61番までの再設定について質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、非農地証明願についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第5号、非農地証明願についてご説明します。受付番号4、金生町山田井の田4筆について、昭和45年4月以前より植林し山林として利用されていきました。よって、昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、人為的な転用の事実行為が行われてから20年以上経過した土地で特に支障がないと認められるためです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号4番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、非農地証明願について原案の通り許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:40)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 石川有利

委 員 大西嘉一郎

委 員 河村 薫